

大阪府指定出資法人評価等審議会（第9回）

- と き 令和6年8月2日（金曜日）13：00～14：50
- と ころ Web 開催
- 出席者 新生 雅則（F&Link 株式会社 公認会計士）
上野山 達哉（大阪公立大学大学院経営学研究科・商学部 教授）
小沢 貴史（大阪公立大学大学院経営学研究科 グローバルビジネス専攻 教授）
村井 恵美（恵み法律事務所 弁護士）
山口 朋子（株式会社コングレ 監査役）
山田 美智子（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員）
- 議 事 1. 令和5年度の経営評価結果について
（1）堺泉北埠頭（株）
（2）（一財）大阪府みどり公社
（3）（公財）大阪府漁業振興基金
（4）（株）大阪鶴見フラワーセンター
2. 令和5年度の経営評価の委員意見について
3. 経営評価制度の課題について

1. 令和5年度の経営評価結果について

（1）堺泉北埠頭（株）

事務局から、令和5年度の経営評価結果及び指導・助言について説明

委 員：「5. 財務状況」において、営業活動によるキャッシュフローの増加などの記載があり、キャッシュフロー計算書を作成されていると思うので、次回からで構わないので、参考資料として添付する決算書等にキャッシュフロー計算書も加えて欲しい。

部 局：承知した。

委 員：その他流動資産の増加理由として、償還予定の債券4億7,000万円を固定資産より振り替えた旨の記載があるが、令和4年度末の貸借対照表における流動資産の有価証券は5億円、令和5年度末の貸借対照表における流動資産の有価証券は8億7,000万円であり、増加額は3億7,000万円である。差額の1億円は売却等をしたということか。

部 局：令和6年度中に償還予定の債券4億7,000万円を振り替えたことに加え、令和5年度中に、新たに2億円の運用を行った一方で、3億円の債券を償還しており、その差額が3億7,000万円となっている。

委 員：これは指標設定の問題なので、対応は難しいとは思いますが、今回目標未達成となった「中古車ストックヤード整備面積」については、全くの外的要因で達成できなかったというように思う。見通しが甘かったということもあるかもしれないが、それがこれだけ成績に大きく影響しているのは、少し非情だなとも感じる。

部 局：引き続き経営計画の見通しをしっかりと立てられるよう努める。

(2) (一財) 大阪府みどり公社

事務局から、令和5年度の経営評価結果及び指導・助言について説明

- 委員：「5. 財務状況」の分析・評価欄の現金預金に記載のある「投資有価証券を現金預金に振り替えたこと」とはどのような意味か。
- 部局：大阪府のグループファイナンスを活用して借り換えを行ったが、その残額が1億4,500万円あるという意味である。その分については、令和6年度に新たに投資する予定である。
- 委員：大阪府のグループファイナンスとはなにか。
- 事務局：銀行を介し、資金を必要とする法人（資金調達法人）が証券化の手法を活用して資金を調達し資金を運用したい法人（資金運用法人）は証券を購入することにより、基本財産等の運用方法として活用する仕組みのことで、大阪府としては資金調達に対して損失補償を行っている。資金調達法人や資金運用法人は、大阪府が出資している指定出資法人など、府の施策に関わりの深い法人が対象となっている。
- 委員：「8. 府の審査・評価の結果」の指導・助言について、『「森林環境譲与税により新たに計画的な森林整備に着手した市町村数」については中期経営計画の最終年度である令和7年度に累計目標値である25市町村が達成できるよう』との記載があるが、累計実績値は何市町村か。
- 部局：令和5年度末時点で、15市町村である。
【15市町村は誤りで正しくは10市町村。R6.8.20に全委員に報告済。】
- 委員：累計目標値や累計実績値がこの報告書内に記載されていないので明記いただきたい。
- 部局：承知した。
- 委員：「5. 財務状況」の分析・評価欄の未払金の減少理由として、「令和4年度に未払金計上した退職金や納付金の支払いが令和5年度は発生しなかったこと」との記載があるが、この文章を読む限り令和4年度に未払金計上した退職金等が令和5年度に支払われておらず、未払金計上したままとの意味となる。その場合、未払金は減少しておらず、未払金の減少理由にはならないのではないか。
- 部局：令和4年度の未払金は令和5年度には支出済である。減少理由としては、令和5年度には新たに退職者が発生しなかったため未払金計上がされなかったことである。記載がわかりにくいいため修正する。

(3) (公財) 大阪府漁業振興基金

事務局から、令和5年度の経営評価結果及び指導・助言について説明

- 委員：公益目的事業会計と収益事業等会計があるが、収益事業等会計はどういった内容か。
- 法人：主に漁業活動を行う方々の能力向上に関する助成事業等である。例えば漁業者の方向けの研修や、漁業関連の施設に関する助成などである。
- 委員：財務諸表をみると収益事業等会計に関して法人税は納めていないとみえるがその理解でよいか。
- 法人：法人税は免除されている。
- 委員：基本的には収益事業等会計については税金を免除するという法人税法上の取扱いはない。ただ、収益事業に分類されていても、公益財団法人として、その事業内容は非常に公益性が高いなどの判断・整理のもと法人税は免除されているという理解でよいか。
- 法人：その通り。
- 委員：「5. 財務状況」の正味財産増減計算書の分析・評価欄の受取寄付金の増加要因として特定資産である栽培漁業推進積立資産取崩による収益計上とあるが、この受取寄付金は、受入時点では指定正味財産として受入れ、事業支出する際は指定正味財産から一般正味財産（受取寄付金）

に繰り入れされるとの理解でよいか。現在の記載ではそのあたりがわかりにくいいため、記載を修正いただきたい。

法 人：確認の上、修正する。

(4) (株) 大阪鶴見フラワーセンター

事務局から、令和5年度の経営評価結果及び指導・助言について説明

委 員：「5. 財務状況」の貸借対照表の現金預金の減少理由として、売上高賃料等の減を主な要因として記載しているが、当期利益が約 28,000 千円とプラスであるので、売上高の減が現金預金の減少理由とはいえない。再度分析の上、記載を修正いただきたい。

部 局：確認の上、修正する。

委 員：「5. 財務状況」の損益計算書の営業外収益の増加理由として、元交流施設の無償譲渡に係る一時金（退去時復旧費用）を要因として記載しているが、これは、営業外収益ではなく、特別利益に計上すべきものではないのか。営業外収益に計上した理由を教えてください。

委 員：特別利益は原則として臨時または巨額など、文字通り、特別な事由の場合計上する。原則でいえば、今回の一時金は経常的に発生するものではないので、特別利益かとは思いますが、例外として、計上金額が法人にとって重要性があるかどうかで営業外収益に計上することができることもある。そのため、法人がこの金額をどう捉えるかという点を踏まえ、営業外収益に計上すると判断されたと解してよいか。

部 局：法人において、公認会計士とも相談した結果であると聞いているが、再度、計上した理由等について確認する。

委 員：今回の経営評価には影響はないが、営業外利益か特別利益のどちらに計上するかで、成果測定指標となる経常利益にも影響が生じることとなる。

委 員：令和5年度でみると戦略目標として「収益力の向上」をあげ、経常利益を成果測定指標としているが、本来、収益力という視点でみると、指標としては営業利益になるのではないかと思う。次年度以降、これらの点も踏まえ、検討いただきたい。

委 員：「7. 法人による評価結果」内に「営業費用については、元交流施設部分の地代 39 百万円の増や業務委託費 22 百万円の増等に対して、市場部分の地代 63 百万円の減免（大阪市）を受けたこと」との記載があるが、業務委託費の内容はどういったものか。また、令和6年度以降も地代の減免はあるのか。

部 局：業務委託費については元交流施設部分の警備、保守や清掃に関する委託である。減免については、令和6年度分は現在大阪市と法人が協議しているところと聞いている。

2. 令和5年度の経営評価の委員意見について

事務局から評価、指導助言の修正案等について説明

※委員からの質疑等は特になし。

3. 経営評価制度の課題について

事務局から、口頭にて説明

※委員からの質疑等は特になし。